

令和2年度版秋田県農作物病虫害・雑草防除基準

記載内容の訂正について

1. 記載内容の訂正

掲載 ページ	記載内容				訂正内容	
	項目等	対象作物名	農薬名	訂正前	訂正後	
p. 207	B 病虫害防除基準 V 果樹 3) ぶどう 3) 灰色かび病 <薬剤による防除法> (表内) 散布時期	ぶどう	オーソサイド水和剤 80	(本剤は収-45日)	(本剤は収-30日)	
p. 208	B 病虫害防除基準 V 果樹 3) ぶどう 4) 晩腐病 <薬剤による防除法> (表内) 散布時期	ぶどう	オーソサイド水和剤 80	(使用時期は収穫45日前ま で)	(使用時期は収穫30日前まで)	
p. 209	B 病虫害防除基準 V 果樹 3) ぶどう 5) 褐斑病 <薬剤による防除法> (表内) 散布時期	ぶどう	オーソサイド水和剤 80	(使用時期は収穫45日前ま で)	(使用時期は収穫30日前まで)	
p. 324	C 雑草防除基準 I 水稻 5 本田における除草体系 1) 移植水稻 ②ア	—	—	ヒエクッパ1キロ粒剤/スケダ チ1キロ粒剤	ヒエクッパエース1キロ粒剤/ス ケダチエース1キロ粒剤	